

令和 8 年 安曇野市議会

3 月定例会 条例案

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第3号	安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職員課	<p>国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことに伴い、本市の特別職の職員等においても国の規定を踏まえ、次に掲げる旅費の種目及び内容について見直しを行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道賃のうち特別車両料金に係る距離制限の廃止 (2) 宿泊料について、定額支給から上限付き実費支給へ改正 (3) 宿泊手当の新設 (4) 日当の廃止 (5) 包括宿泊費の新設
第4号	安曇野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等により、国家公務員等の旅費制度が見直されたことに伴い、本市においても国の規定を踏まえ、次に掲げる旅費の種目及び内容について見直しを行うもの (1) 鉄道賃のうち急行料金等に係る距離制限の廃止 (2) 宿泊料について、定額支給から上限付き実費支給へ改正 (3) 宿泊手当の新設 (4) 日当の廃止 (5) 包括宿泊費の新設 (6) 移転料及び扶養親族移転料に係る支給要件の変更 ・安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例について、上記の改正に伴う文言の整理を行うもの
第5号	安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	福祉課	<p>福祉医療費給付金の支給額の算定の対象となる療養の給付等について、長野県における福祉医療費給付金制度の検討状況を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を対象外とする規定を削り、支給額の算定の対象に含めるもの</p>

第6号	安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課	<p>給与の支払いを受けている国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができないときに支給する傷病手当金は、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられたことから、同月7日までに同感染症に感染したことによる療養により労務に服することができなくなった者について支給されるものであるが、国民健康保険法の規定により傷病手当金を受ける権利が時効により消滅していること、また、受給対象者に対する給付は終了していることから、当該傷病手当金に係る規定を削るもの</p>
第7号	旧安曇野市・松本市山林組合に関する基金条例	耕地林務課	<p>安曇野市・松本市山林組合が解散することに伴い、同組合が所有していた山林その他の市有林の保全に関する事業の財源に充てるため、基金を設置することから、地方自治法の規定に基づき条例を制定するもの</p>
第8号	安曇野市明科産業会館使用料徴収条例を廃止する条例	商工労政課	<p>建物の老朽化や貸館利用者数の減少、さらに今後の維持管理の観点を踏まえ、貸館業務を終了することから、当該施設の使用料を規定している本条例を廃止するもの</p>
第9号	安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例	建築住宅課	<p>次に掲げる事項について、所要の改正を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅の入居の手續に必要な連帯保証人の数について、やむを得ない場合について、その数を減ずる例外規定を加えるもの (2) 迷惑行為の禁止に係る規定に、市営住宅の円滑な運営の妨げとなる行為を追加するもの (3) アルプス団地共同建て替え事業が本年度末で完了となるため、市営住宅アルプス団地に係る規定を削るもの (4) その他字句体裁を整理するもの

第 10 号	安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例	こども園幼稚園課	次に掲げる事項について、所要の改正を行うもの (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に伴い、事業、利用資格、利用者負担金等に係る規定を整備するもの (2) 開園の日数、時間等について、現在行っている保育事業に即して開園日数等を明確化する規定に改めるもの (3) 一時預かり事業に関して必要な規定を改めるもの (4) その他字句体裁を整理するもの
第 11 号	安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども園幼稚園課	児童福祉法第 34 条の 16 第 2 項の規定により基準を定めた安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、当該基準を定めるに当たって従い、また、参酌するものとされた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の規定に準じて、当該条例の一部を改正するもの
第 12 号	安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども園幼稚園課	子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 3 項の規定に基づき基準を定めた安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、当該基準を定めるに当たって従い、また、参酌するものとされた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の規定に準じて、当該条例の一部を改正するもの

議案第3号 安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（平成17年安曇野市条例第38号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市長等 市長、副市長、教育長、市議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員をいう。</p> <p>(2) その他の特別職 前号に規定する以外の特別職の職員をいう。</p> <p>(旅費及び費用弁償の種目)</p> <p>第3条 特別職の職員等に支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第4条 <u>鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれらに類するものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金</u></p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金</u></p> <p>(5) <u>特別車両料金</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市長等 市長、副市長、教育長、市議会議員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員をいう。</p> <p>(2) その他の特別職 前号に規定する以外の特別職の職員をいう。</p> <p>(旅費及び費用弁償の種類)</p> <p>第3条 特別職の職員等に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第4条 <u>鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、次に掲げる急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、急行料金</u></p> <p>(2) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する特別車両料金は、市長等による特別車両料金を徴する客車を運行する片道100キロメートル以上の線路の旅行で、市長が公務上特に必要と認めた場合に限り、支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第5条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 特別船室料金</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第5条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、下級運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p>
<p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第6条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 座席指定料金</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	<p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、航空賃は、市長が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。</u></p>
<p><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第7条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(1) 市長等 別表に定める額</u></p> <p><u>(2) その他の特別職 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）別表第1に定める額</u></p>	<p><u>(鉄道賃、船賃及び航空賃の特例)</u></p> <p><u>第7条 前3条の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により同条に規定する鉄道賃、船賃又は航空賃の額で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p>

改正後

(包括宿泊費)

第8条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とした実費額とする。

(その他の交通費及び宿泊手当)

第9条 その他の交通費及び宿泊手当は、安曇野市職員の旅費に関する条例の例による。

(準用規定)

第10条 (略)

(外国旅費)

第11条 (略)

別表 (第7条関係)

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円

改正前

(車賃、日当、宿泊料及び食卓料)

第8条 市長等の車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、別表による。

2 その他の特別職の車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、安曇野市職員の旅費に関する条例 (平成17年安曇野市条例第45号) の例による。

(準用規定)

第9条 (略)

(外国旅費)

第10条 (略)

別表 (第8条関係)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	車賃 (1キロメートルにつき)
県外	2,600円	13,100円	2,600円	37円
県内	—	11,800円		

改正後		改正前
<u>福島県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>茨城県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>栃木県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>群馬県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>埼玉県</u>	<u>27,000円</u>	
<u>千葉県</u>	<u>24,000円</u>	
<u>東京都</u>	<u>27,000円</u>	
<u>神奈川県</u>	<u>22,000円</u>	
<u>新潟県</u>	<u>22,000円</u>	
<u>富山県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>石川県</u>	<u>13,000円</u>	
<u>福井県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>山梨県</u>	<u>17,000円</u>	
<u>長野県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>岐阜県</u>	<u>18,000円</u>	
<u>静岡県</u>	<u>13,000円</u>	
<u>愛知県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>三重県</u>	<u>13,000円</u>	

改正後		改正前
<u>滋賀県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>京都府</u>	<u>27,000円</u>	
<u>大阪府</u>	<u>18,000円</u>	
<u>兵庫県</u>	<u>17,000円</u>	
<u>奈良県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>和歌山県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>鳥取県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>島根県</u>	<u>13,000円</u>	
<u>岡山県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>広島県</u>	<u>18,000円</u>	
<u>山口県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>徳島県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>香川県</u>	<u>21,000円</u>	
<u>愛媛県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>高知県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>福岡県</u>	<u>25,000円</u>	
<u>佐賀県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>長崎県</u>	<u>15,000円</u>	

改正後		改正前
<u>熊本県</u>	<u>20,000円</u>	
<u>大分県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>宮崎県</u>	<u>17,000円</u>	
<u>鹿児島県</u>	<u>17,000円</u>	
<u>沖縄県</u>	<u>15,000円</u>	

議案第4号 安曇野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行し、又は赴任（以下「旅行」という。）する市職員等に対して支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 市の職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 職員が旅行をした場合は、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員以外の者が市の機関の依頼等に応じ公務の遂行を補助等するため旅行した場合には、当該者に対し旅費を支給する。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第3条 前条の旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、<u>既に発した旅行命令等の変更（取消しを含む。第23条第2項において同じ。）をする</u>必要がある場合には、<u>自ら又は</u>旅行を命ぜられた者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。</p> <p>(普通旅費の種類)</p> <p>第4条 普通旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行し、又は赴任（以下「旅行」という。）する市職員等に対して支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 市の職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 職員が旅行をした場合は、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員以外の者が市の機関の依頼等に応じ公務の遂行を補助等するため旅行した場合には、当該者に対し旅費を支給する。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第3条 前条の旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により既に発した旅行命令等を変更する</u>必要がある場合には、旅行を命ぜられた者の申請に基づき、<u>又は自らこれを変更する</u>ことができる。</p> <p>(普通旅費の種類)</p> <p>第4条 普通旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費</u>とする。</p> <p><u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p><u>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p><u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ、1キロメートル</u></p>

改正後	改正前
<p>(特殊旅費の種目)</p> <p>第5条 特殊旅費の種目は、<u>転居費、着後滞在費、家族移転費</u>及び日額旅費とする。</p> <p>2 日額旅費は、<u>第18条</u>に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法により計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第7条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払による旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額</u></p>	<p><u>ル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 日当は、<u>旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 宿泊料は、<u>旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 食卓料は、<u>旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>旅行雑費は、旅行中の雑費の実費額により支給する。</u></p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第5条 特殊旅費の種類は、<u>移転料、着後手当、扶養親族移転料</u>及び日額旅費とする。</p> <p>2 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>3 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>4 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u></p> <p>5 日額旅費は、<u>第20条</u>に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>(旅行日数の計算)</p> <p>第7条 <u>旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。</u></p> <p>2 <u>前項の日数の計算については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これは1日とする。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払による旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な</p>

改正後	改正前
<p><u>の支払を受けようとする旅行役務提供者（旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この条において「旅行者等」という。）であって、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第23条第3項において同じ。）を締結したものをいう。以下同じ。）は、</u> 所定の請求書に必要な事項を記入して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>（鉄道賃）</u></p> <p><u>第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>（1） 運賃</u></p> <p><u>（2） 急行料金</u></p> <p><u>（3） 寝台料金</u></p> <p><u>（4） 座席指定料金</u></p> <p><u>（5） 特別車両料金</u></p> <p><u>（6） 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>（船賃）</u></p> <p><u>第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>（1） 運賃</u></p>	<p>事項を記入して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>（鉄道賃）</u></p> <p><u>第9条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか次の各号に掲げる急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。</u></p> <p><u>（1） 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、急行料金</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p>	<p>(2) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、特別車両料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車（以下「普通急行列車等」という。）を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の旅行に該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号に規定する特別車両料金は、普通急行列車等を運行する線路による旅行で、公務上の必要により特別な事情で特別車両を利用する場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p>	<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第10条 船賃の額は、旅客運賃のほか次の各号に掲げる座席指定料金及び特別船室料金による。</u></p> <p>(1) <u>旅客運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>旅客運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、その乗船に要する下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、特別船室料金</u></p> <p>2 <u>前項第3号及び第4号に規定する座席指定料金及び特別船室料金は、公務上の必要により特別な事情で利用する場合に限り、支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(その他の交通費)</u></p> <p>第11条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(宿泊費)</u></p> <p>第12条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊先の区分に応じた別表第1に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とした実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p>第13条 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とした実費額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第14条 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(航空賃)</u></p> <p>第11条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p><u>(車賃)</u></p> <p>第12条 <u>車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、全路程を通じて計算する。ただし、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(日当)</u></p> <p>第13条 <u>日当の額は、別表第1の定額による。ただし、県内の旅行については、日当を支給しない。</u></p> <p><u>(宿泊料)</u></p> <p>第14条 <u>宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じ別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 水路旅行及び航空旅行の宿泊料については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(食卓料)</u></p> <p>第15条 <u>食卓料の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(転居費)</u></p> <p>第15条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、次に掲げる額による。</u></p> <p>(1) 赴任の際<u>家族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にし、かつ、赴任を命ぜられた日において同居しているものに限る。以下同じ。)</u>を職員の新居住地に移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際<u>家族を職員の新居住地に移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第16条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、2,200円(長野県内の赴任の場合は、0円)に5を乗じて得た額及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊費基準額の5夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合は、2,200円(長野県内の赴任の場合は、0円)に3を乗じて得た額及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊費基準額の3夜分に相当する額による。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p>第17条 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額による。</u></p> <p>(1) 赴任の際<u>家族を</u>旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、<u>家族</u>1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、<u>次に掲げる額の合計額</u></p>	<p><u>(旅行雑費)</u></p> <p>第16条 <u>旅行雑費の額は、通信費、有料の道路の料金その他の任命権者が市長と協議して定める雑費について、現に支払った額による。</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p>第17条 <u>移転料の額は、次に掲げる額による。</u></p> <p>(1) 赴任の際<u>扶養親族を</u>移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際<u>扶養親族を</u>移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p>第18条 <u>着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合は、<u>日当定額の3日分及び宿泊料定額</u>の3夜分に相当する額による。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p>第19条 <u>扶養親族移転料は、次に掲げる額による。</u></p> <p>(1) 赴任の際<u>扶養親族を</u>旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、<u>赴任を命ぜられた日における扶養親族</u>1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、<u>その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(ア) その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の全額</u></p> <p><u>(イ) その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>(ウ) 2,200円(長野県内の赴任の場合は、0円)に3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)</u></p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、<u>次に掲げる額の合計額</u>。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴する場合は、2人を超える者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p><u>(ア) その移転の際における職員相当の宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の3分の1に相当する額</u></p> <p><u>(イ) 2,200円(長野県内の赴任の場合は、0円)に3分の1を乗じて得た額(1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)</u></p> <p>(2) 前号の規定により<u>宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費</u>の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(日額旅費)</p> <p>第18条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のために、日額の旅費を支給することが適当と認められるものについて、定額をもって支給し、日額旅費の額、支給条件及び<u>支給方法は</u>、規則で定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、<u>第4条に規定する</u>普通旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</p> <p>(在勤地内旅行の旅費)</p> <p>第19条 市内における旅行(次項において「在勤地内旅行」という。)は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅費を支給することが適当と認められるものに限り、次に掲げる旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道賃及び<u>その他の交通費</u>の実費額</p>	<p><u>空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、<u>その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額</u>。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定により<u>日当、宿泊料、食卓料及び着後手当</u>の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(日額旅費)</p> <p>第20条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のために、日額の旅費を支給することが適当と認められるものについて、定額をもって支給し、日額旅費の額、支給条件及び<u>支給方法は</u>規則で定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、<u>第4条第1項に掲げる</u>普通旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</p> <p>(在勤地内旅行の旅費)</p> <p>第21条 市内における旅行(次項において「在勤地内旅行」という。)は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅費を支給することが適当と認められるものに限り、次に掲げる旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道賃及び<u>車賃</u>の実費額</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>宿泊費の実費額及び宿泊手当</u> 2 (略)</p> <p>(旅行中退職した者等の旅費支給) 第20条 (略)</p> <p>(外国旅行の旅費) 第21条 (略)</p> <p>(旅費の支給額の上限) 第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第11条第1項ただし書に規定する場合を除く。)に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項本文に規定する各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 <u>宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第12条及び第13条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(旅費の特例) 第23条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第8条から第10条まで、第12条又は第13条</u>の規定にかかわらず、安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(平成17年安曇野市条例第38号) <u>第4条から第8条までの規定による</u>旅費を支給する。</p> <p>(1) 市長等(安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例第2条第1号に規定する市長等をいう。)に同行を命ぜられて旅行した<u>場合</u></p> <p>(2) 市長が特に支給の必要があると認めた<u>場合</u></p>	<p>(2) <u>別表第1の長野県内の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</u> 2 (略)</p> <p>(旅行中退職した者等の旅費支給) 第22条 (略)</p> <p>(外国旅行の旅費) 第23条 (略)</p> <p>(国又は他の団体による旅費の支給) 第24条 <u>国、都道府県又は他の公共団体等より旅費の支給を受けるときは、この条例による旅費は支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>(旅費の特例) 第25条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第13条から第15条までの規定</u>にかかわらず、安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(平成17年安曇野市条例第38号) <u>別表に規定する</u>旅費を支給する。</p> <p>(1) 市長等(安曇野市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例第2条第1号に規定する市長等をいう。)に同行を命ぜられて旅行した<u>とき。</u></p> <p>(2) 市長が特に支給の必要があると認めた<u>とき。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行命令等の変更を受け<u>た</u>場合において、当該旅行のために既に支払った金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失と<u>なる金額又は支出を要する</u>金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>3 <u>第2条又は前項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、同条又は同項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第24条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することがその旅行の特殊性により困難である場合には、別に協議して定める旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の返納)</p> <p><u>第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた</u></p>	<p>2 第2条の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行命令等の変更により<u>旅行を取り消され、又は旅行命令等を取り消された</u>場合において、当該旅行のために既に支払った金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失と<u>なった</u>金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第26条 任命権者は、旅行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、旅費の支給を調整することができるものとし、その場合の旅費額は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>鉄道旅行においてその用務の性質又は緩急の度合により急行料金又は座席指定料金を支給する必要がないと認められる場合には、急行料金又は座席指定料金を支給しないものとして計算した額</u></p> <p>(2) <u>陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路である場合には、その運賃の実費を車賃として計算した額</u></p> <p>(3) <u>長野県外に日帰りで旅行した場合（7時間45分未満の旅行を除く。）における日当の額は、別表第1の定額に100分の130の割合を乗じて計算した額</u></p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することがその旅行の特殊性により困難である場合には、別に協議して定める旅費を支給することができる。</p>

改正後

場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第26条 (略)

別表第1 (第12条関係)

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円

改正前

(委任)

第27条 (略)

別表第1 (第12条—第15条、第18条、第21条、第26条関係)

区分	金額	
車賃 (1キロメートルにつき)	37円	
日当 (1日につき)	2,200円	
宿泊料 (1夜につき)	県外	10,900円
	県内	9,800円
食卓料 (1夜につき)	2,200円	

改正後		改正前
<u>東京都</u>	<u>19,000円</u>	
<u>神奈川県</u>	<u>16,000円</u>	
<u>新潟県</u>	<u>16,000円</u>	
<u>富山県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>石川県</u>	<u>9,000円</u>	
<u>福井県</u>	<u>10,000円</u>	
<u>山梨県</u>	<u>12,000円</u>	
<u>長野県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>岐阜県</u>	<u>13,000円</u>	
<u>静岡県</u>	<u>9,000円</u>	
<u>愛知県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>三重県</u>	<u>9,000円</u>	
<u>滋賀県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>京都府</u>	<u>19,000円</u>	
<u>大阪府</u>	<u>13,000円</u>	
<u>兵庫県</u>	<u>12,000円</u>	
<u>奈良県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>和歌山県</u>	<u>11,000円</u>	

改正後		改正前
<u>鳥取県</u>	<u>8,000円</u>	
<u>島根県</u>	<u>9,000円</u>	
<u>岡山県</u>	<u>10,000円</u>	
<u>広島県</u>	<u>13,000円</u>	
<u>山口県</u>	<u>8,000円</u>	
<u>徳島県</u>	<u>10,000円</u>	
<u>香川県</u>	<u>15,000円</u>	
<u>愛媛県</u>	<u>10,000円</u>	
<u>高知県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>福岡県</u>	<u>18,000円</u>	
<u>佐賀県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>長崎県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>熊本県</u>	<u>14,000円</u>	
<u>大分県</u>	<u>11,000円</u>	
<u>宮崎県</u>	<u>12,000円</u>	
<u>鹿児島県</u>	<u>12,000円</u>	
<u>沖縄県</u>	<u>11,000円</u>	

改正後				改正前			
別表第2 (第15条関係)				別表第2 (第17条関係)			
区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上	区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上
転居費	93,000円	107,000円	132,000円	移転料	93,000円	107,000円	132,000円
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。				備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。			

○安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（平成17年安曇野市条例第39号）

改正後	改正前
<p>第4条 前条に定めるものを除くほか、別に鉄道賃、<u>船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当</u>を必要とする場合の支給額及び支給方法は、安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）の例による。</p>	<p>第4条 前条に定めるものを除くほか、別に鉄道賃、<u>航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料</u>を必要とする場合の支給額及び支給方法は、安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）の例による。</p>

議案第5号 安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア・イ (略) ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が2級以上に該当するもの エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険医療機関等 医療保険各法の規定に<u>基づく</u>被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア・イ (略) ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「<u>精神障害者保健福祉手帳交付者</u>」という。）のうち、障害等級が2級以上に該当するもの エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険医療機関等 医療保険各法の規定に<u>による</u>被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>
<p>(給付金の支給額)</p> <p>第6条 給付金の支給額は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。<u>以下</u>この号において同じ。）の<u>規定に基づき被保険者、組合員及び被扶養者</u>に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額</p> <p>(4) 国民健康保険法の<u>規定に基づき被保険者</u>に係るものにあつては、同法<u>第43条第</u></p>	<p>(給付金の支給額)</p> <p>第6条 給付金の支給額は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等（<u>精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係る療養の給付等を除く。以下同じ。</u>）を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。この号において同じ。）の<u>被保険者等</u>に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額</p> <p>(4) 国民健康保険法の<u>被保険者等</u>に係るものにあつては、同法<u>第43条若しくは第58</u></p>

改正後	改正前
<p>1項又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ、又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額 (5)～(7)（略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第7条 支給対象者は、保険医療機関等又は協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者であることを示す証明書」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。</p>	<p>条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ、又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額 (5)～(7)（略）</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第7条 支給対象者は、保険医療機関等又は協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者であることを示す証明書」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。</p>

議案第6号 安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○安曇野市国民健康保険条例（平成17年安曇野市条例第136号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第8条）</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項において同じ。</u>）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。</p> <p>（葬祭費）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第8条の2）</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。</p> <p>（葬祭費）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しないものとする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>第8条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、<u>傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>6 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

議案第7号 旧安曇野市・松本市山林組合に関する基金条例

条例の新規制定のため新旧対照表なし

議案第8号 安曇野市明科産業会館使用料徴収条例を廃止する条例

条例の廃止のため新旧対照表なし

議案第9号 安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

○安曇野市営住宅条例（平成17年安曇野市条例第199号）

改正後	改正前
<p>(敷地の安全等)</p> <p>第4条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、<u>崖崩れ</u>又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 現に市営住宅に入居している<u>入居者若しくは同居者</u>（以下この号及び次号において「既存入居者」という。）の人数に増減があったこと又は<u>既存入居者</u>が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) <u>既存入居者が、入居している住戸を</u>相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 法<u>第23条第1号イ</u>に規定する条例で定める特に居住の安定を図る必要がある場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者<u>がある場合</u>でその障害の程度が次のア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(敷地の安全等)</p> <p>第4条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、<u>がけ崩れ</u>又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）<u>の同居者</u>の人数に増減があったこと又は<u>既存入居者若しくは同居者</u>が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) <u>市営住宅の入居者が</u>相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 法<u>第23条第1項第1号イ</u>に規定する条例で定める特に居住の安定を図る必要がある場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第8条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（<u>同項第3号ただし書</u>に規定する者にあつては、同号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（入居の手続）</p> <p>第12条 入居決定者は、市長の指定する期日までに、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） 市長の定める資格を有する連帯保証人2人を立て、<u>入居決定者及び連帯保証人が署名する誓約書を提出すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が別に定める書類を提出した場合に限り、連帯保証人の数を減じることができる。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>入居決定者から申出があった場合において、当該入居決定者がやむを得ない事情により市長の指定する期日までに同項の手続をすることができないと認めるときは、その期日を延長することができる。</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>（入居者及び同居者の保管義務等）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 入居者<u>又は同居者は、自らの</u>責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>（迷惑行為等の禁止）</p> <p>第25条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p><u>2 入居者及び同居者は、市営住宅の円滑な運営を妨げてはならない。</u></p> <p>（高額所得者に対する家賃等）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（<u>前条第1項第3号ただし書</u>に規定する者にあつては、同号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（入居の手続）</p> <p>第12条 入居決定者は、市長の指定する期日までに、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） 市長の定める資格を有する連帯保証人2人が署名する誓約書を提出すること。</p> <p>（2） （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>入居決定者がやむを得ない事情により市長の指定する期日までに同項の手続をすることができないと認めるときは、その期日を延長することができる。</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>（入居者及び同居者の保管義務等）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 入居者は、<u>自ら又は同居者の</u>責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>（迷惑行為の禁止）</p> <p>第25条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>（高額所得者に対する家賃等）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条（<u>同条第1項</u>を除く。）及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>（収入状況の報告の請求等）</p> <p>第37条 市長は、第15条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第32条第2項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項の<u>規定</u>による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡し請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>（住宅の明渡し請求）</p> <p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。</p> <p>(4) 入居者が正当な事由によらないで、<u>引き続き</u>15日以上市営住宅を利用しないとき。</p> <p>(5) 入居者又は同居者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの<u>いずれか</u>に該当することにより同項の請求</p>	<p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条（<u>第1項</u>を除く。）及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>（収入状況の報告の請求等）</p> <p>第37条 市長は、第15条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第32条第2項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡し請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>（住宅の明渡し請求）</p> <p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。</p> <p>(4) 入居者が正当な事由によらないで、15日以上市営住宅を利用しないとき。</p> <p>(5) 入居者又は同居者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5パーセントの割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの<u>規定</u>に該当することにより同項の請求を行</p>

改正後	改正前
<p>を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>	<p>ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>
<p>5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(駐車場の管理)</p>	<p>(駐車場の管理)</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p>2 駐車場を利用できる者は、次に掲げる条件を具備する者とする。</p>	<p>2 駐車場を利用できる者は、次に掲げる条件を具備する者とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 第12条第1項第1号の規定により連帯保証人を立てる場合は、当該連帯保証人が、駐車場使用料まで含めて保証すること。</p>	<p>(3) 第12条第1項第1号の連帯保証人が、駐車場使用料まで含めて保証すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>6 第17条から第19条まで、第26条及び第27条、第28条本文、第29条第1項本文、第42条第1項並びに前条の規定は、駐車場の利用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「入居者又は同居者」及び「入居者」とあるのは「利用者」と、「入居」とあるのは「利用」と、「市営住宅又は共同施設」、「住宅」及び「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 第17条から第19条まで、第25条から第27条まで、第28条本文、第29条第1項本文、第42条第1項及び前条の規定は、駐車場の利用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「入居者又は同居者」及び「入居者」とあるのは「利用者」と、「入居」とあるのは「利用」と、「市営住宅又は共同施設」、「住宅」及び「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>7・8 (略)</p>
<p>(使用許可)</p>	<p>(使用許可)</p>
<p>第45条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省、建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合には、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>	<p>第45条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省、建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合には、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

改正後	改正前																						
<p>(準用規定)</p> <p>第48条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第18条から第29条まで、第38条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」<u>、「入居者又は同居者」及び「入居者及び同居者」</u>とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第12条第4項」とあるのは「第46条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項若しくは第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第48条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第18条から第29条まで、第38条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第18条中「第12条第4項」とあるのは「第46条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項若しくは第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。</p>																						
<p>別表（第3条関係）</p>	<p>別表（第3条関係）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 600 486 667">名称</th> <th data-bbox="490 600 1106 667">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="114 670 1106 737">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 740 486 807">新田西原団地</td> <td data-bbox="490 740 1106 807">安曇野市豊科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 810 486 877">追分団地</td> <td data-bbox="490 810 1106 877">安曇野市穂高北穂高</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="114 880 1106 940">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		新田西原団地	安曇野市豊科	追分団地	安曇野市穂高北穂高	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 600 1500 667">名称</th> <th data-bbox="1505 600 2121 667">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1128 670 2121 737">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 740 1500 807">新田西原団地</td> <td data-bbox="1505 740 2121 807">安曇野市豊科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 810 1500 877"><u>アルプス団地</u></td> <td data-bbox="1505 810 2121 877"><u>安曇野市豊科田沢</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 880 1500 948">追分団地</td> <td data-bbox="1505 880 2121 948">安曇野市穂高北穂高</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1128 951 2121 1013">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		新田西原団地	安曇野市豊科	<u>アルプス団地</u>	<u>安曇野市豊科田沢</u>	追分団地	安曇野市穂高北穂高	(略)	
名称	位置																						
(略)																							
新田西原団地	安曇野市豊科																						
追分団地	安曇野市穂高北穂高																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
新田西原団地	安曇野市豊科																						
<u>アルプス団地</u>	<u>安曇野市豊科田沢</u>																						
追分団地	安曇野市穂高北穂高																						
(略)																							

議案第10号 安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

○安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前
<p>(開園日数)</p> <p>第3条 認定こども園の<u>年間の開園日数は、240日以上とする。ただし、土曜保育を実施する認定こども園は、280日以上とする。</u></p> <p>(開園時間)</p> <p>第4条 認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。<u>ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土曜日（別に定める認定こども園に限る。） 午前7時30分から<u>午後6時30分</u>まで</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定める休日のほか、<u>小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第6条第1項の小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）であって、支援法第19条第1号に該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）の長期休業日については、年度ごとに教育委員会が定める。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第6条 認定こども園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第3条第2項第2号及び第6条の教育及び保育</p> <p>(2) 法第3条第2項第3号の子育て支援事業</p> <p>(3) 支援法第59条第1号の事業</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の3第7項の一時預かり事業</p> <p>(5) 児童福祉法第6条の3第23項の乳児等通園支援事業</p> <p>(利用資格等)</p> <p>第7条 認定こども園を利用できる者は、次に掲げる子どもであって、支援法第20条第1項の認定を受けたものとする。</p> <p>(1) 1号認定子ども</p> <p>(2) 支援法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「2号認定</p>	<p>(開園日数)</p> <p>第3条 認定こども園の開園日数は、<u>年280日以上とする。</u></p> <p>(開園時間)</p> <p>第4条 認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土曜日（別に定める認定こども園に限る。） 午前7時30分から<u>午後4時30分</u>まで</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定める休日のほか、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）の長期休業日については、年度ごとに教育委員会が定める。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第6条 認定こども園は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 法第3条第2項第2号及び法第6条の教育及び保育</p> <p>(2) 法第3条第2項第3号の子育て支援事業</p> <p>(3) 支援法第59条第1項第1号の事業</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の3第7項の一時預かり事業</p> <p>(利用資格等)</p> <p>第7条 認定こども園を利用できる者は、次に掲げる子どもであって、支援法第20条第1項の認定を受けたものとする。</p> <p>(1) 1号認定子ども</p> <p>(2) 支援法第19条第2号の小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「2号認定</p>

改正後	改正前
<p>子ども」という。)</p> <p>(3) 支援法第19条第3号の小学校就学前子どもに該当する子ども (以下「3号認定子ども」という。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった小学校就学前子どもに該当する子どものうち、教育委員会が特に保育の必要があると認めるものは、前条第4号の事業に限り、認定こども園を利用することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、満3歳未満の子ども (児童福祉法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。) は、前条第5号の事業に限り、認定こども園を利用することができる。</p> <p>4 前条第2号及び第3号の事業に係る利用資格は、別に定める。</p> <p>(教育及び保育の時間)</p> <p>第8条 認定こども園の教育及び保育の時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども 午前8時30分から午後4時30分まで (子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第4条第1項の規定により、1月当たり平均275時間までの保育必要量の認定を受けた子どもにあつては、午前7時30分から午後6時30分まで)</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、安曇野市立明科北認定こども園における1号認定子どもの6月1日から9月30日までの期間に係る教育時間は、午前8時30分から午後3時まで (月曜日から金曜日に限る。) とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の教育及び保育の時間を超えて保育を実施すること (以下「長時間保育」という。) ができる。ただし、1号認定子どもは、午後3時から午後4時30分までとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会は、事業の実施において必要なときは、前3項に規定する時間以外の時間において、教育及び保育を実施することができる。</p> <p>5 前各項の教育及び保育の時間は、開園時間内に限るものとする。</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第9条 認定こども園の利用を希望する保護者は、あらかじめ教育委員会に申し込み、承諾を得なければならない。</p>	<p>子ども」という。)</p> <p>(3) 支援法第19条第3号の小学校就学前子どもに該当する子ども (以下「3号認定子ども」という。)</p> <p>(教育及び保育の時間)</p> <p>第8条 認定こども園の教育及び保育の時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども 午前8時30分から午後4時30分まで (子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号) 第4条に規定する1月当たり平均200時間までの保育必要量の認定を受けた子どもにあつては午前7時30分から午後6時30分まで)</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、安曇野市立明科北認定こども園における1号認定子どもの6月1日から9月30日までの期間に係る教育時間は、午前8時30分から午後3時まで (月曜日から金曜日に限る。) とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の教育及び保育の時間を超えて保育を実施すること (以下「長時間保育」という。) ができる。ただし、1号認定子どもは、午後3時から午後4時30分までとする。</p> <p>4 前3項の教育及び保育の時間は、開園時間内に限るものとする。</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第9条 認定こども園の利用を希望する保護者は、あらかじめ教育委員会に申し込み、承諾を得なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 教育委員会は、前項に規定する申込みがあったときは、支援法第20条の規定による認定の区分及び<u>支援法</u>第33条第2項の規定により利用の可否を決定し、保護者に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、利用を決定したときは、利用期間を定めることができる。</p> <p>3 前項の規定により、利用の決定を受けた子ども（以下「利用児童」という。）の保護者は、申込みの内容に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 利用児童の利用を解除しようとする保護者は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>2 教育委員会は、前項に規定する申込みがあったときは、支援法第20条の規定による認定の区分及び<u>同法</u>第33条第2項の規定により利用の可否を決定し、保護者に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、利用を決定したときは、利用期間を定めることができる。</p> <p>3 前項の規定により、利用の決定を受けた子ども（以下「利用児童」という。）の保護者は、申込みの内容に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 利用児童の利用を解除しようとする保護者は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p><u>(申込みの特例)</u></p> <p><u>第10条の2 第9条の規定にかかわらず、第6条第2号から第5号までに掲げる事業に係る申込みについては、別に定める。</u></p>	
<p>(利用の制限等)</p> <p>第12条 教育委員会は、利用児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の利用を制限し、又は解除することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。<u>ただし、第6条第1号に規定する事業の利用児童又は保護者に限る。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用の制限等)</p> <p>第12条 教育委員会は、利用児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の利用を制限し、又は解除することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>(利用者負担金)</u></p> <p><u>第16条の2 第6条第2号から第5号までに掲げる事業の利用児童の保護者は、別に定める日までに利用者負担金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用者負担金は、別に定める額とする。</u></p> <p><u>3 市長は、利用者負担金を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。</u></p>	
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定は、長時間保</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定は、長時間保</p>

改正後	改正前
<p>育料、<u>給食費及び利用者負担金</u>について準用する。この場合において、同条第1項中「市税外収入金」とあるのは、「長時間保育料、<u>給食費又は利用者負担金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第18条 市長は、必要があると認めるときは、保育料、長時間保育料、<u>給食費又は利用者負担金（第6条第5号の事業に係る利用者負担金を除く。）</u>を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p>	<p>育料<u>及び給食費</u>について準用する。この場合において、同条第1項中「市税外収入金」とあるのは、「長時間保育料<u>又は給食費</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第18条 市長は、必要があると認めるときは、保育料、長時間保育料<u>又は給食費</u>を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会が</u>定める。</p>

議案第11号 安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年安曇野市条例第41号）

改正後	改正前
<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p>(職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<small>けんざん</small>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<small>けんざん</small>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p>

改正後	改正前
<p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（次条第8号カ及び第23条第3項第2号において「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、記録、作成そ</p>	<p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（次条第8号カ及び第23条第3項第2号において「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの</p>

改正後	改正前
<p>その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

議案第12号 安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年安曇野市条例第42号）

改正後	改正前
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が<u>提供する特定乳児等通園支援を利用</u>する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>(あっせん及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 特定乳児等通園支援事業者は、<u>次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに</u>、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。</p> <p><u>(1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども</u> <u>(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども</u></p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者<u>を利用</u>する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。</p> <p>(あっせん及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用状況の把握に努めなければならない。</p>	<p>第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。</p>
<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p>	<p>（特定教育・保育施設等との連携）</p>
<p>第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>（支払）</p>	<p>（支払）</p>
<p>第13条 （略）</p>	<p>第13条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。</p>	<p>3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。</p>
<p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（1）～（4） （略）</p>
<p>（5） 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>（5） 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>4・5 （略）</p>	<p>4・5 （略）</p>
<p>（掲示等）</p>	<p>（掲示等）</p>
<p>第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 <u>特定乳児等通園支援事業所</u>においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第27条 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児</p>	<p>(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 <u>特定乳児等通園支援事業者</u>においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第27条 特定乳児等通園支援事業者は、<u>特定乳児等通園支援事業者</u>を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児</p>

改正後	改正前
<p>等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「<u>書面等を交付し、又は提出した</u>」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「<u>記載事項を</u>」とあるのは「<u>同意に関する事項を</u>」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	<p>等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「<u>書面等を交付又は提出した</u>」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「<u>記載事項</u>」とあるのは「<u>同意に関する事項</u>」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>